



まいづる

農業委員会だより

No.
68

令和3年3月

発行／舞鶴市農業委員会 舞鶴市字北吸1044 TEL 66-1023 FAX 62-9891



茅葺き屋根の荒木家住宅(7P参照)

茅葺きとは、白川郷・五箇山の合掌造りでみられる屋根で、近くは美山町の「かやぶきの里」があり、観光地になっています。

茅葺きは歴史も古く、人類が洞窟を出て生活を始めたときにまず作った屋根が茅葺きだと言われています。しかし、材料の茅が近年手に入らない。使わないからと刈らずに放っておくと、すぐに藪になり茅場が消滅する。

荒木家前の参道は大きなケヤキが神木とされ周囲4.65mで市内4位の大きさです。1位は白杉神社の5.23m。

この大川神社は485年4月23日宮柱を立て、鎮祭したところから始まったとされ、京都府北部では丹後籠神社に次ぐ格式と伝統を誇ります。

(嵯峨根委員)

主な内容

- 要望書提出…………… 2・3
- 元気な農業者…………… 4・5
- 農家・農地調査…………… 6
- 舞鶴の農家住宅…………… 7
- 農地の賃借料情報…………… 8

要望書提出

舞鶴市農業委員会では毎年度、舞鶴市長に対して「農業に関する提案・要望活動」を行っています。その内容は以下のとおりです。

令和3年度舞鶴市農業施策等に関する意見書

平素は舞鶴市政の推進に、鋭意、お取り組みいただいておりますことに深く敬意を表します。とりわけ、本市の農業振興についてご高配を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。さて、本年は新型コロナウイルスの感染拡大が社会の有り様を一変させることになりました。農業分野においても、飲食店等、外食産業の営業・利用自粛による米需要の減少による価格や在庫への影響などが懸念されるところであり、今後、感染が長期化することになればと考えると心配は尽きません。一方で、感染をきっかけに大都市集中の都市構造から地方分散型社会への転換や、いわゆる「田園回帰」の流れが加速していること、外出自粛の影響によって家庭での食事が増え、食への関心が増してきているともいわれており、何とかこの機に、社会全体に農業への関心を呼び起こすきっかけにしなければならぬと考えます。就農者の高齢化や後継者不足など、依然として本市の農業をとりまく状況は大変厳しく、集落自体の存続が危ぶまれる状況も起こっています。このような中、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「人・農地プラン」策定への参画など、農地の利用集積・集約化を市町村と農業委員会等が連携し、一体的に進めていくことが求められるなど、農業・農村を守るため、地方自治体と農業委員会が果たすべき役割はますます重要となってくるものと考えます。農業委員会も農地等の利用の最適化の推進活動を中心に据え、市が行う農業施策と連携しながら、「心が通う便利で豊かな田舎暮らし」の実現のため、本市の農業振興に尽力して参ります。つきましては、令和3年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、舞鶴市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出します。

令和2年12月15日
舞鶴市長 多々見 良三 様

舞鶴市農業委員会
会長 谷 口 和

1 自然災害による被害からの復旧・復興施策について

①本市では過去6年間で4度の災害が発生し、復旧・復興のために、その都度補正予算が組まれるなどの積極的な対応がなされているが、今後とも災害発生の折には、早急に必要な支援策を講じられたい。あわせて、災害被害は農業の担い手や新規就農者等にとって大きな痛手となることから、水害に強い農業経営について検討・研究を実施されたい。

2 「京力農場プラン」の策定・見直しの推進と集落での話し合い等への支援について

①農業の担い手減少や高齢化が進行するなか、持続性可能な農業や集落づくりに資するため、地域

②水害においては、川の流れや形状等により、毎回、同じ農地が被害にあり、土砂やごみの撤去、畔の復旧等に経費や労力がかかる場合などは補助率の引き上げ等を行うなどの措置を検討されたい。また、被災した農地が一筆であったりも補助対象となるよう検討されたい。

3 有害鳥獣対策の強化について

①有害鳥獣対策強化のため、市担当者の増員や有害鳥獣対策予算を増額するなど体制強化を図られたい。

②クマの目撃情報が著しく増加し、農業への影響はもとより人への危害を懸念しなければならぬ。由々しき事態を踏まえ、現在取り組んでいる予察捕獲の個体数の上限の引上げについて京都府に強く要望されたい。

③鹿、イノシシ等の捕獲を強化し、防護柵(電気柵、メッシュ等)設置については、国の予算の増額を強く要望し継続して事業実施されたい。

④サル等の被害を減少させるため、京都府に対し個体数調整が円滑に行えるように関係予算の増額を要望されたい。また、市と住民が共に協働



市長へ要望書提出

してサル追払いができるよう防除と捕獲体制を強化されたい。

⑤有害鳥獣の増加に伴い、市内3ヶ所の中丹地域有害鳥獣処理施設一時保管庫(冷凍庫)が慢性的に飽和状態であることから、十分な保管施設の確保に努められたい。

⑥農業者による自衛策の強化として、わな猟免許の取得等の際には、個人負担が不要となるような制度設計とするなど補助制度の拡大に努められたい。

4 農地集積やほ場整備事業の促進について

①平成30年度から制度化された農地中間管理機構関連農地整備事業において、地域の合意形成づくりへの支援を行われたい。

②市街化区域の農道や水路改修への助成策を検討されたい。

③担い手等への農地集積を推進するため、農地中間管理事業を活用した取り組みにおいて情報提供や指導等の支援を行われたい。

5 耕作放棄地の解消、未然防止に向けた対策の強化について

①耕作放棄地の解消をめざす農家と地域や団体、新規就農者等に対して、農地中間管理機構関連農地整備事業等、新しい制度について積極的な情報提供等を実施されたい。

6 多様な担い手の確保について

①集落営農組織の支援のため、共同利用機械の購入費への支援を実施されたい。

②集落営農の組織化推進のため、地域リーダー育成などの支援を講じられたい。

③農業の新たな担い手及び集落での担い手作りのため、農村への移住促進や空家バンク制度について、より一層の拡充を図られたい。

7 特産物の生産振興、地産地消、食育教育の推進について

①京都府北部地方卸売市場を積極的に活用して、京都丹の国農業協同組合等と協力し地場産農産物の生産拡大を図られたい。

②農家の意欲的な取り組みに対する支援や、「京式部」など新たな稲作の品種開発・丹波大納言小豆・紫ずきん・京夏ずきん・堀川ごぼう等、「京のブランド産品」の生産拡大、本市に合った特産物の開発等について、京都府・京都丹の国農協等と共同して施策を検討されたい。

③農業の6次産業化を支援する枠組みを強化されたい。

④市が行うイベント行事と共催する等の工夫により、JAや関係団体等と協力して農産物「品評会」を開催して、農業者の栽培技術向上への意欲を引き出す支援を行われたい。

⑤女性の活動の場を広げるため、意欲ある女性で



市長との話し合い

組織する加工グループ等に対して施設の改修、改善等自立経営のための支援をされたい。

⑥「万願寺甘とう」や「お茶」などの生産振興を一層すすめる、「ふるさと舞鶴あぐりブランド」のPRと販路拡大に努力されたい。

⑦茶の振興策について、特に成木になるまでの間、肥料や農薬等に対しての支援を検討されたい。

⑧小中学校や公立保育園の給食における地元産米による米飯給食の回数増加、地元食材の利用拡大に努力されたい。

⑨中学校において農作業体験学習を実施されたい。

8 農業委員会の体制強化について

①空家に付随する農地の取得や農地中間管理事業に係る業務量の増加など、本委員会の所管事務が増大していることから、事務局職員の増員と農業委員会活動費の増額を実施されたい。

②事務局長の専任化を実施されたい。

9 国への働きかけについて

①自然災害等による被災農家の救済の観点から、水稲共済制度において、収穫量の判定の際に被害対象面積割合を引き下げるとともに、等級外のお米を除外する等、品質も考慮した補償制度となるように国に働きかけられたい。あわせて、畑作についても一筆ごとの共済加入が可能となるように、国に働きかけられたい。





(与保邑)

安済

常夫さん (82)

宏江さん (76)

ご夫妻

舞鶴の名所旧跡で知られる日尾池姫神社（蛇切岩伝説）へ行く手前500mにお住いの、安済常夫さん・宏江さんご夫妻を訪問させていただきました。

ご主人は65歳まで大工をされ、奥様は50歳まで働きに行かれ、兼業で農業をされました。今は、水稲30アールと畑作10アールを耕作されておられます。

主にご主人は、水稲をされておられますが、圃場が3か所に分かれて5枚ありトラクターは使用されず、耕耘機を使用されておられます。田植えは連休を利用し息子さんが田植えに帰郷され、又水稲の刈り取り乾燥は、(株)よほろファームでされておられます。出来たお米は、3人の子供達・親戚に食べてもらうのが楽しみとの事です。

畑作は奥様が主にされて、作物はエンドウ・葱・大根・白菜等々を栽培されておられます。自家消費と日曜日への出荷が主です。畑作で問題なのは、収穫直近になるとサルが出没し荒らされる事だそうです。奥



様は、昨年までは、サークル池姫にて作業をされておりましたが、今年は、サークル池姫がなくなり寂しくなると悲しんでおられました。

ご主人は、(株)よほろファームの作業員として仕事をされ、また地区の不燃ごみの収集時の立会いを昨年迄6年され、地区に貢献されておられます。ご夫妻に興味・楽しみをお聞きすると、ご主人はめだかを飼う事、奥様は、若い時は手芸でしたが、今は目が悪くなり終日ラジオを聴く事と自家野菜を使った料理をすることで、調理済みの総菜を買われたことがないとの事でした。

お二人で「元気が取得」と笑っておられ、仲の良いご夫婦で末永く農業に携わってほしいものです。

(大石委員)



(城屋)

坂根

和雄さん (80)

芳子さん (77)

ご夫妻

峠を越えれば加佐に通じる西舞鶴の高野地区の城屋にお住まいの坂根さんご夫妻を紹介します。

城屋は北側の山際に丹後鉄道が通り、南側の端の奥城屋を水源として高野川の清流が農地に注がれています。農地は南北に広がり、奥城屋と城屋の集落に分かれ良質の農作物を作り出しています。傾斜地も多く、農地も南北の端は山に囲まれています。先祖が工夫し作り上げた田畑が、東は野村寺までゆるやかに広がっています。

坂根さんご夫婦は17年前ご主人の定年後に二人で稲作と畑の専業農家として来られました。ご主人が水稲栽培、奥様は畑で野菜作りにと分業され、お互いに助け合いながら、40アールの田と7アールの畑を日々仲良く楽しみながら作業されています。「米、野菜類、花卉等の収穫物は三世代家族6人で自家消費し、その他は親せきや子供・孫に送って喜ばれるのが楽しみで、農業にやりがいを感じて、頑張っている」とのことです。

また、ご主人は趣味の囲碁を毎週、城南



会館で18人の仲間と楽しみ、グランドゴルフに月2回参加し、忙しい日々を過ごしておられます。奥様は年2回兄弟夫婦8人で行く旅行を楽しみにしておられ、ご夫婦で農業も趣味も家族も大切にされ、楽しく過ごす事を目指して生活してられます。

今は元気に農作業も趣味もマイペースでやっておられます。が、年齢的に後継者問題も考えておかなければと思われています。ご主人は「同居の息子も孫も農繁期や手が欲しい時にはよく手伝ってくれますので、後は引き継いでくれると思います。家族みんなが楽しんで農業し、その作物を食べて健康に生活できる。この食育の価値を理解し、子供や孫たちが農業を継いで、続けて行ってくれたらと願うばかりです。」とおっしゃっています。

(櫻井委員)



(桑飼下)

飯田 俊弥 さん

美代子 さん (85)

ご夫妻

由良川右岸に位置する桑飼下区において、ご夫妻とも人一倍元気でコシヒカリや万願寺甘とう等の栽培に取り組まれている飯田ご夫妻を訪ね、年齢を重ねられても健康で農作業に従事できる秘訣や楽しみをお尋ねしました。

ご主人は長年、舞鶴市役所に勤務され、在職中は兼業農家として稲作に軸をおいて営農されてこられました。平成4年に退職されてからは、畑作にも力を注がれ、野菜作りに励んでおられます。

今では、以心伝心の奥様と一緒に水稲48アールと畑作30アールを耕作されています。ビニールハウス3棟で万願寺甘とうの栽培のほか、ハウレンソウ等の一般野菜や大豆、さつまいも等の穀物づくりに汗を流され、収穫された農作物は、主にJAや卸売市場に出荷し、多くの人に食されること、が何よりの楽しみであるというところで。



また、畑の耕作はもろんのこと、稲作においては、ご主人が自らトラクターや田植機、コンバイン等を運転し、必要な作業をされており、ご夫妻とも高齢なので、市外に居住されているご子息が帰省し田植えや稲刈りの作業を手伝っておられる姿を見るにつけ、「いつまでも元気で仲良く農作業ができるのは素晴らしい、私もそうありたい。」と感心するばかりです。

そこで、ご夫妻で元気で農作業に取り組める秘訣や抱負をお尋ねすると、今は農業が本職であり、それを長く続けるには、身体的、精神的な支えとなる体力や生きがいが必要である。そのためにも、常に規則正しい早寝・早起きによる健康保持に努め、農業の傍ら地域住民との世代間交流を通じて、誰とでも会話を重ねてふれ合い、時代に合った新しい知識や技能の習得に心掛けており、特にご主人におかれては、趣味の囲碁や魚釣り、読書、奥様は花作りを礎にして、日常生活にメリハリをつけて体力の続く限り農業を楽しみたいとのこと。

今日、桑飼下区においても、他地区と同様に農業担い手の高齢化や後継者不足に加え、有害鳥獣被害や水害によって、やむなく離農される方もあり、耕作放棄地が点在しますが、飯田ご夫妻には、地域の生き字引として、いつまでも元気で素晴らしい人生の年輪を重ねられ、農業の振興と地域の発展に尽くしていただきませう願っております。

(淡路委員)



令和2年10月30日に行われた農業委員・農地利用最適化推進委員による、アンケート調査票作成会議の様子。

農家・農地調査の実施結果について



現在、全国各地において、農業の直面する様々な問題に向き合うべく、地域の話し合いにより担い手への農地の集積や耕作放棄地対策、栽培作物や作付け面積等を決めるために作成する「人・農地プラン」(京都府での名称・京力農場プラン)の策定が進められています。

舞鶴市においても一部地域で作成されていますが、農地のある集落すべてで作成することを義務付けられていることから、今冬、京力農場プランの作成に活用することを目的とした、アンケート調査を全市一斉に実施いたしました。

農家・農地調査の調査票作成に当たっては、市農林課・事務局職員で作成した素案を農業委員・農地利用最

適化推進委員に模擬回答を行ってもらい、そこで出た意見を参考に修正を加え調査票を作成しました。

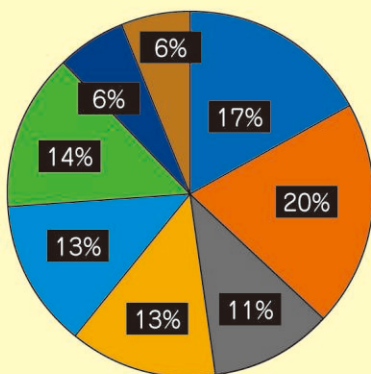
今回のアンケート調査では、お住まいの地域の農業について、現在の状況や近い将来どうなっているか、地域の農業を守っていくためにどうすればよいか等の共通項目の他、各農家様が所有されている農地の一筆一筆について、現在の耕作状況と5〜10年後にどうしたいかの意向調査を行いました。

今後は、調査の結果をもとに各地域において、現在の状況や5〜10年後の状況について地図化を図り、それを材料とした話し合いを行うことにより、京力農場プランの作成を各地域の農家の皆様、市農林課、農業委員会とが一体となって進めて行くこととなります。

調査票の配布・回収にご尽力いただきました各地域の農事組合長様、調査の回答にご協力をいただきました市内農家の皆様ありがとうございました。

今回のアンケート調査は、市内約2,400世帯の農家の皆様からご回答をいただきました。アンケート結果は、掲載スペースの都合上一部のみ掲載させていただきます。その他のアンケート結果は、市ホームページ上で公開予定です。

集落の農業を守っていくために、今後どうしたらよいと思いますか？



- 1 既存の担い手(例:個人、集落営農等)に農地を集める。
- 2 新たに地域の中心となる担い手(例:個人、集落営農等)をつくり農地を集める。
- 3 新たな担い手として企業の参入を進める。
- 4 新たに就農する人(1・Uターン)を迎え入れる
- 5 集落外の担い手農家に来てもらう
- 6 耕作しやすい農地にするためにはほ場整備を行う
- 7 何もしなくてよい
- 8 その他

舞鶴の農家住宅

荒木家住宅

一般住宅として活用保存
されている古民家



歴史のある民家は様々な方法で保存がおこなわれています。
今回紹介する「荒木家住宅」は、日常の住宅として利用しながら保存がおこなわれています。



母屋の前のお二人は、持ち主の荒木英文さんと奥様の泰子さん。

大川神社参道の景観と一体化した「荒木家住宅」の全景



「荒木家住宅」は明和2年（1765）に建てられた歴史を持つ住宅です。由良川の左岸、大川神社の参道沿いに建っています。建物は茅葺き屋根を持つ民家です。建設当時の形式を遺す貴重な建築物として、平成15年に京都府の指定文化財に指定され、舞鶴、丹後地域において貴重な建築物の一つです。

「荒木家住宅」は、平成15年から文化財指定などの取り組みを進めることも重なり、改修・保存が進められました。茅葺きの屋根は、瓦屋根や銅板、新材材の屋根に比べると短い期間で保存のための改修が必要です。特に、茅葺き屋根は屋根材料である茅の不足や職人の減少があり、改修を実施することも難しくなっています。これからも、地域景観の重要な構成要素である茅葺き屋根民家の姿が保存されることを望みます。
(尾上委員)



屋根の葺き替えをおこなう際、自宅に保管してあった茅は、長さが短いなど活用が出来ず、他地域の茅を調達したエピソードを荒木さんから聞きました。地元で材料調達できなくなることが、茅葺き屋根がなくなることの原因の一つであり、地域の環境と民家保存が繋がっていることを感じました。

農地の賃借料情報

農地法第52条に基づき、賃借料の情報提供を行います。

下記の表は、令和2年1月から12月までに締結（公告）された賃借料です。

利用権設定件数（新規・更新）は436筆、うち使用貸借（無償）は416筆です。

田（水稻）の部					畑の部				
金額はいずれも10a当たり					金額はいずれも10a当たり				
農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数	農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数
東地区	-	-	-	0	東地区	3,500	6,500	500	2
西地区	-	-	-	0	西地区	-	-	-	0
加佐地区	3,200	5,800	2,000	13	加佐地区	3,500	6,400	1,400	5

- 注) 1. 金額を記載していない区分は、賃貸借の事例がなかった箇所です。
 2. 金額は算出結果を100円未満切り捨てて表示しています。
 3. 上記の情報は、農地法第52条の規定に基づき、参考として提供するものですので、農地の賃借に当たっては、当事者間で十分に話し合ったうえで契約してください。

全国農業新聞
 NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
 週刊 金曜日発行
 月700円、年8,400円
 (消費税込)
 ■購読のお申し込みは、農業委員会事務局へ
 TEL 0773-66-1023
 ■発行所 全国農業会議所

この国の農と食を伝えます。

全国農業新聞は農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌です。



農業者年金

で安心、豊かな老後を！

- 農業者なら広く加入OK
- 少子高齢時代に強い年金
- 税制上の優遇措置あり
- 保険料は自由に設定OK
- 農業の担い手には手厚い政策支援
- 終身年金で80歳まで保証

農業者年金に加入しましょう

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJA
 または**農業者年金基金 (TEL:03-3502-3199)**に
 お問い合わせください。

(農業者年金加入推進部長 霜尾委員)

委員長	嵯峨根 秀樹
副委員長	松本 圭司
委員	淡路 辰己
委員	大石 昌彙
委員	尾上 亮介
委員	櫻井 昭秀

● 広報委員 ●

■ 日本総合研究所が2030年の農業就業人口が123万人と2015年比4割減ると予測。また国内農家の平均年齢は70歳近い。これからは、限られた人数で広い面積を耕作することが必要になる為、今後は、自動運転の農機、ドローン、ロボット、経営管理ソフトによる農家の生産性の向上が必要と発表されました。

■ これからの農業は人手による作業でなく、いかに農機での自動化を進め、デジタル技術を駆使し効率化と人件費の削減をすることであり、農家の若手後継者と担い手の農業者の育成を急がねばならないと考えます。残された時間は多くありません。

(大石委員)

編集後記